別紙様式第十五の一を次のように改める。

別紙様式第十五の一

財　務　大　臣　殿
（日本銀行経由）

証券の条件付売買状況報告書（現先取引）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報告者：
氏名又は名称
及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
報告者の区分（該当分に○）
1．銀行　2．その他金融機関　3．一般政府　4．中央銀行　5．その他
住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者記名押印又は署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

共通項目					
取引種類	証券発行体の区分	決済年月	報告者コード	勘定区分	

本報告の法律上の根拠（該当分に○）：　1．法第５５条の３第５項　2．法第５５条の７

（外貨証券：千米ドル単位、円払証券：百万円単位）

項番	非居住者投資家の所在国又は地域	証券種類	証券種類コード	長短区分	取引金額 月中スタート（買現先は買入価額／売現先は売却価額）	取引金額 月中エンド（買現先は売戻し価額／売現先は買戻し価額）	取引金額 月末残高	原通貨コード
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

（記入要領）
1　西暦により記入すること。
2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
3　「本報告の法律上の根拠」欄には、本報告の義務を課せられた根拠規定として該当する条項に○を付すこと。また本省令第13条第４項の規定に該当する場合には、両方の条項に○を付すこと。
4　本報告書は、外貨証券（法第６条第１項第12号に規定する証券をいう。）及び円払証券（法第６条第１項第12号に規定する外貨証券以外の証券をいう。）に係る非居住者との間の条件付売買の決済状況を記入すること。
5　「共通項目」並びに「明細項目」におけるコード番号は、裏面のコード表の記載に従い記入すること。
6　本報告書は、「共通項目（取引種類から勘定区分まで）」欄の内容が異なるごとに別葉として作成すること。
7　外貨証券に係る報告については、米ドルに換算のうえ千米ドル単位で、円払証券に係る報告については百万円単位で記入すること（単位未満四捨五入）。
8　本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由して非居住者と行なった条件付売買の取引を除いて報告すること。前記の経由となる取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引を含めて報告すること。
9　記入欄が不足する場合は、本様式を用いて次葉として報告すること。

（日本工業規格Ａ３）